

資産課税 土地(商業地等)に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置

1. 改正の概要

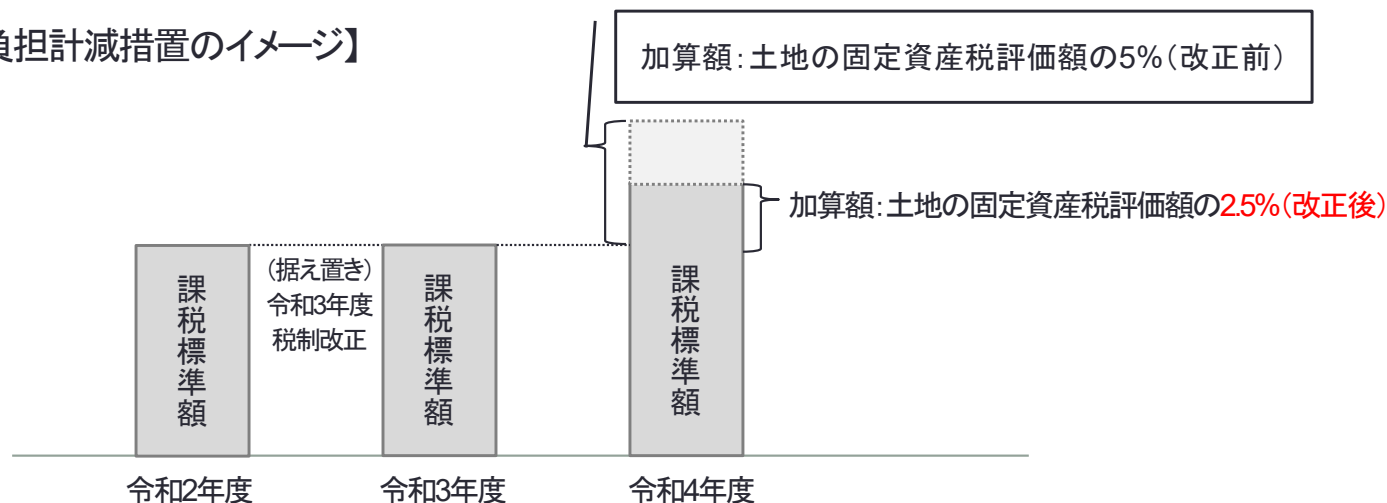
負担水準(※)が60%未満である商業地等の令和4年度の固定資産税・都市計画税の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の固定資産税評価額の2.5%(改正前:5%)を加算した金額とする。

ただし、当該金額が令和4年度の固定資産税評価額の60%を上回る場合には、令和4年度の固定資産税評価額60%相当額とし、令和4年度の固定資産税評価額の20%を下回る場合には令和4年度の固定資産税評価額の20%相当額とする。

(※) 負担水準 = 前年度の課税標準額 / 当年度の固定資産税評価額

【固定資産税等の負担計減措置のイメージ】

※商業地等に限る



2. 適用時期

2022年度(令和4年度)に限る。

3. 実務上の留意点

令和4年度の住宅用地、農地等の固定資産税・都市計画税の課税標準額は、通常どおり計算されることに留意する。

【参考】負担調整措置とは

固定資産税評価額が急激に増額した場合でも、税負担が急激に増えないように、税額計算の基となる課税標準額を徐々に増やす仕組みをいう。これにより税負担は段階的に引き上げられる。

【負担調整措置のイメージ図】

※商業地等に限る

